

松江市監査委員告示第 3 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、令和 4 年 12 月 23 日付け松江市監査委員告示第 10 号で公表した松江市財政援助団体等監査の結果に基づき、松江市長から措置等を講じた旨の報告がありましたので、次のとおり公表します。

令和 5 年 2 月 20 日

松江市監査委員 三島 康夫
松江市監査委員 安来 弘喜
松江市監査委員 石倉 徳章

措 置 報 告 書

監 査 結 果	措 置 状 況
<p>1. 社会福祉法人 松江福祉会 (団体に対するもの／子育て政策課)</p> <p>(1) 当法人では、設置運営する法吉保育所及び本庄保育所の建て替えや大規模改修に備え、保育所施設・設備積立金を設置しているが、両保育所の更新時期や要する自己資金額が不確定であるため、目標金額や期限が定められていない。今後の設備投資にあたっては、中長期的な経営計画を定める必要があることから、早急に市と協議を開始されたい。</p> <p>(所管課に対するもの／子育て政策課)</p> <p>(1) 当法人が設置運営する保育所及び指定管理者として管理運営する市立保育所は、急速に進行している少子化、民間保育施設の整備進展などにより入所児童数が減少している。中長期的な経営計画を定めるためにも、市として、統廃合も含め保育所のあり方検討を進められたい。</p>	<p>1. 社会福祉法人 松江福祉会</p> <p>(1) 設備投資にあたっての中長期的な経営計画については、市と法人の双方で連絡調整を行いながら、協議を行ってまいります。</p> <p>(1) 保育所のあり方に関しては、平成 24 年度に策定した「松江市における幼稚園・保育所（園）のあり方計画」から 10 年が経過し、見直しが必要な部分があるため、今年度、松江市社会福祉審議会児童福祉専門分科会で新たな計画を検討しています。今年度末、検討結果の公表を行います。</p>
<p>2. 一般社団法人 松江観光協会 (団体に対するもの／観光振興課)</p> <p>(1) 当法人は、市からの補助金の交付を受け、観光客の誘致、観光客向けのガイドやおもてなし</p>	<p>2. 一般社団法人 松江観光協会</p> <p>(1) 令和 4 年 2 月に策定した「MATSUE 観光戦略プラン 2023-2029」を実現するためのアクション</p>

事業など、様々な事業に取り組まれている。これらの観光事業については、成果が見えにくいところではあるが、それぞれの目標及び事業実績をできる限り具体的な数字で把握するように努められ、補助事業の効果の検証が可能なものとなるように改善を図られたい。

- (2) 松江市宍道地域郷土行事等振興事業費補助金について、各種実行委員会等から観光協会宍道町支部に提出された実績報告書に領収書の添付がないなど、不適切な部分があるため、改善を図られたい。

(所管課に対するもの／観光振興課、宍道支所地域振興課)

- (1) 松江市宍道地域郷土行事等振興事業費補助金について、市側の補助金交付担当者と観光協会宍道町支部の補助金申請担当者が同一人物であるなど、事務手続上、問題が見受けられる。市側の補助金担当課を他支部と同様に観光部観光振興課に変更するなど、改善を図られたい。

ンプランを策定することとしています。このアクションプランには、市・観光協会・民間事業者等が主体となる事業も掲載を予定しているため、各事業の効果検証が可能な数値目標の設定について観光協会等とともに取り組んでまいります。

- (2) 観光協会事務局本部を通じて宍道町支部に対して、適正な手続きを行うよう指導しました。

- (1) 該当補助金事務の市側担当者については、観光協会側の補助金担当者とは別の職員が担うこととし、今後も適正な事務処理の執行に努めてまいります。(宍道支所地域振興課)

3. 一般財団法人 島根県東部勤労者共済会
(団体に対するもの／商工企画課)

- (1) 当法人は、積極的な広報活動や自治体、商工団体との連携を図るなど新規会員の獲得に努められ、堅調に会員数を増やしている。しかしながら、加入率は全体的にまだ低く、会員拡大の余地があると思われることから、構成市町村にも協力を呼び掛け、加入率の低い地区を中心に事業所に加入を働きかけるなど、引き続き会員の拡大に努められたい。

- (2) 会員サービスについては、既存の各種事業に加え、アンケートや会員からの意見などによりニーズを把握し、新たなサービスを増やすなど会員の要望に応えるよう努められている。しかしながら、会員サービスの利用がない事業所もあることから、引き続き、会員向けの事業の充

3. 一般財団法人 島根県東部勤労者共済会

- (1) 全体的な加入率の向上に向け、構成市町村とも連携し、加入率が低迷している地区に対して重点的に勧誘、周知活動を実施するとともに、引き続き、商工団体と連携を密にし、会員拡大に努めるよう指導しました。

- (2) 会員ニーズの積極的な把握により、会員向け事業の充実を図るとともに、ジョイメイトニュースの発行やホームページ、スマートフォン専用ページを利用した情報発信や各種手続きへの対応を進めていくよう指導しました。

実を図るとともに、利用手続きの周知や簡素化
など、会員へのサービスの還元に努められたい。